

《産業保健看護専門家制度名簿 上級専門家に登録された方へ（登録者との指導契約）》

上級専門家は、登録者からの指導契約の申し込みを受けた際、できるだけ速やかに登録者の要請に応じ、自ら指導を引き受けるか、他のより適切と思われる上級専門家を紹介すること。

指導契約を結んだ場合は、登録者に対して、専門家登録に向けて指導に努める。また、登録者が専門家として認定されるためには、登録者が専門家認定試験を受けるにふさわしい能力があることを、登録者基礎研修指導内容報告書（様式第3号）を用いて証明する必要がある。

なお、指導契約の締結について、登録者への提示内容は以下の通りである。

<指導契約までの流れ>

1. 学会ホームページに掲載される「産業保健看護専門家制度上級専門家名簿（専用パスワードは登録者のみに期間限定公開）」を参照して、地理的条件等を考慮して、指導を受けたい上級専門家を選び、直接その上級専門家に指導契約の締結を申し込む。
2. 契約を申し込まれた上級専門家は、できるだけ速やかに登録者の要請に応じ自ら指導を引き受けるか、他のより適切と思われる上級専門家を紹介する。
3. 指導を受ける上級専門家が決まったら、登録者基礎研修指導契約報告書（様式第23号）を用いて指導契約を締結し、事務局に送付する。
4. 登録者は、上級専門家が指導を行う上で必要な、交通費、連絡費、資料作成等の諸費用を実費弁済する。但し、同一組織の所属者間など、諸費用が不必要な場合には双方の合意で省略または金額を決めることができる。
5. 必要がある場合には、最大3人の上級専門家から同時に指導を受けることができる。その際、登録者は、主となる指導者を決め、主指導者と協議した上で他の上級専門家との間で指導契約を結ぶ。
6. 事情により指導者の変更が必要になった場合には、変更することができる。その際、登録者基礎研修指導契約報告書（様式第23号）を用いて新たに指導契約を締結し、事務局に送付する。

※ 登録者（保健師）は上級専門家（保健師）と、登録者（看護師）は上級専門家（保健師若しくは看護師）とそれぞれ契約を行う。

※ 指導契約の届け出期限は、登録証に記載されている登録日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。なお、委員会がその事由がやむを得ざるものと認めた者については、1年を超えての届け出を認めることができる。